

# 経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置の終了及び 中小企業経営強化税制の適用期間延長について

**中小企業等経営強化法**に基づく経営力向上計画に係る固定資産税の特例措置は2019年3月31日をもって終了しました。

適用期限である2019年3月31日までに取得した設備は本特例措置の対象となりますが、2019年4月1日以降に取得した設備は対象外となりますので、ご注意ください。

なお、中小企業経営強化税制(認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備(機械装置、器具備品等)を取得した場合に、即時償却又は法人税(所得税)の税額控除を受けられる支援措置)は、平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)において、平成31年3月31日までの適用期限は2年延長されます。

詳細はこちら(PDF) <https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2018/181226zeiritu.pdf>

**生産性向上特別措置法**における「中小企業の先端設備等導入計画」については、引き続き2020年度末までに新規取得される設備の「固定資産税の特例措置」が受けられます。

## 【参考】

中小企業庁の案内チラシ (PDF)



<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiPRtoushi.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **概要** (PDF) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiPRgaiyou.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **策定の手引き** (PDF) <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiSentan.pdf>

【「生産性向上特別措置法」先端設備等導入計画 **認定状況について** <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2019/190131seisansei.htm>